

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
9月19日
(金曜日)

目次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要	一
保安林の指定（森林整備課）	二
漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅（水産振興課）	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正（砂防課）	三
土砂災害警戒区域の指定の解除（二件）（砂防課）	四
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	四
土砂災害特別警戒区域の指定の解除（二件）（砂防課）	五
土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	五
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（三件）（建築指導課）	五
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（住宅課）	八
○公告	九
契約の締結（デジタル・ガバメント推進課）	九
○選管告示	九
直接請求に必要な有権者の数	九

山口県告示第三百号



瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

評価に関する事項を記載した書面は、令和七年九月十九日から同年十月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社
住 所 川崎市幸区大宮町一三二〇番
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社防府工場
所在地 防府市鐘紡町三番一号
- 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法		
	能 (t/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当たりの使用時間 季節的変動の概要
三三〇口	三・六	令和七、 一、七	令和七、 一、一五	令和七、 一、一六	連 続	二四時間 変動なし

備考 「三三〇口」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設をいう。

山口県告示第三百一號

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保

安林を次のように指定する。

令和七年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

No. 1	排水口	排水口	排水の汚染状態の値									
七	通常	水素イオン濃度 (水素指数)	排水の一日当たりの量 (m ³)									
八・五	最大	化学的酸素要求量 (mg/l)										
四・六	通常	浮遊物質量 (mg/l)										
四五	最大	鉍油類 (mg/l)										
一	通常	窒素 (mg/l)										
二五	最大	リン (mg/l)										
検出せず	最大											
三三・八	通常											
九三	最大											
〇・二	通常											
四・五	最大											
一、七五五	通常											
二、一三〇	最大											

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

活性汚泥処理施設		種 類	
処理後	処理前	項 目	
七	三	通 常 最 大	汚 水 の 等 の 汚 染 状 態 の 値
八、六	五、一	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
一九	二八・四	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
三〇	三三・〇	通 常 最 大	浮遊物質 (mg/l)
一〇	一五	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)
二五	三〇	通 常 最 大	窒 素 (mg/l)
〃	検出せず	通 常 最 大	窒 素 (mg/l)
五九・七八	六四・二六	通 常 最 大	窒 素 (mg/l)
九二・七八	九九・二九	通 常 最 大	窒 素 (mg/l)
〇・四五	六・〇五	通 常 最 大	窒 素 (mg/l)
一・〇一	九・六	通 常 最 大	窒 素 (mg/l)
〃	一、一二・〇	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 (m³)
〃	一、四五・〇	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 (m³)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

活性汚泥処理施設	種 類
鉄筋コンクリート	構 造
一、四五〇 吸着	能 ($\text{m}^3/\text{日}$)力
中和・長時間 ばつ気・活性炭	処理の方式
連続	使用時間 間隔
二四時間	の一日当たり 使用時間
変動なし	季節的変動の 概要
(既 設)	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	窒素 (mg/l)
三三一口	通	通	通	通
	常	常	常	常
	最	最	最	最
	大	大	大	大
	六・五	一七三	一五	三〇
	八	一七三	六四・二六	九九・二九
	四	六・〇五	九・六	六二〇
	一七三	六・〇五	九・六	六二〇
	一七三	六・〇五	九・六	六二〇
	一七三	六・〇五	九・六	六二〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

保安林の所在場所

萩市川上字遠谷洗谷五六三八、一二九三五の一、字遠谷洗谷悪谷一二九三四、字遠谷西ノ山一二九六〇の二四、一二九六〇の三六、一二九六〇の四〇、一二九六〇の四二、一二九六〇の四五、一二九六〇の四九、一二九六〇の五二から一二九六〇の五四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができ立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

保安林の所在場所

阿武郡阿武町大字惣郷字矢櫃一〇五六一の四一から一〇五六一の四九まで、一〇五六一の五二、一〇五六一の五四、一〇五六一の五六、一〇五六一の五七、一〇五六一の五九、一〇五六一の六〇、一〇五六一の六五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができ立木は、阿武町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿武

町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百二二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(令和三年山口県告示第二百五十九号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和七年八月三十日限り消滅した。

令和七年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

豊北町加入区

山口県告示第三百三三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十年山口県告示第二百十六号)の一部を次のように改正する。

令和七年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

惣津地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線、標柱十四号から十六号までを市道鍋山線南側境界線に沿って結んだ線、標柱十六号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
長 門 市	仙 崎	権 現 堂	一〇〇六九の一	一号
〃	〃	〃	一〇〇六九の一	二号
〃	〃	〃	一〇〇六九の一	三号
〃	〃	〃	一〇〇七一	四号
〃	〃	〃	一〇〇七一	五号
〃	〃	〃	一〇〇七一	六号
〃	〃	〃	一〇〇七一	七号

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	権現堂	荒神原	想津	〃	〃	〃	〃	〃	〃	下惣津	〃
一〇〇六九の一	一〇〇六九の九	九二六の四	九一九の五	一〇八六〇	一〇八六〇	一〇八六〇	一〇八六〇	一〇八六〇	一〇八六〇	一〇八六〇	一〇八六〇
十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	〃

山口県告示第三百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百八十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
阿月(二)43、伊陸(二)41、伊陸(二)42、伊陸(二)43
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
久米(一)31
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和七年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
久米(一)31
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百八十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
阿月(二)(13)、伊陸(二)(41)、伊陸(二)(42)、伊陸(二)(43)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
久米(一)(31)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和七年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
久米(一)(31)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立岩国高等学校特別教室等電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立岩国高等学校特別教室等電気設備工事
 - (一) 工事場所 岩国市川西四丁目一〇番一
 - (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 四階建		
四、六五〇・五五平方メートル		

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事の A 等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（電気工事業に係るものに限る。）を受けていること。
3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和七年九月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の電気工事の数値が九百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下

「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和七年十月八日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年十月三十一日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第三百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、山口県立岩国高等学校特別教室等機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立岩国高等学校特別教室等機械設備工事

(一) 工事場所 岩国市川西四丁目一〇番一

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 四階建		
四、六五〇・五五平方メートル		

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定

により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事の A 等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和七年九月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和七年十月八日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年十月三十一日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三八三〇）にすること。

山口県告示第三百十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、山口県立下関西高等学校特別教室等新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立下関西高等学校特別教室等新築工事

(一) 工事場所 下関市後田町四丁目九番一
(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	五階建	四、四八〇・七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事の A 等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和七年九月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であ

ること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和七年十月八日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年十月三十一日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第三百十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、旗岡県営住宅新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年九月十九日

一 旗岡県営住宅新築工事

(一) 工事場所 下松市旗岡二丁目一番地一

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上六階建	二、四三八・三六平方メートル	三六戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建設工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和七年九月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二一、八二六
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二三六、三四四
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	下関市選挙区 六八、三八八 宇部市選挙区 四三、八四三 山口市選挙区 五一、七六三 萩市・阿武町選挙区 一二、九四〇 防府市選挙区 三一、五九四 下松市選挙区 一五、四〇二 岩国市・和木町選挙区 一三、四三七 光市選挙区 一三、六〇六 長門市選挙区 一八、六七七 柳井市選挙区 八、三七七 美祢市選挙区 六、一五一

